省　令

○財務省令第五十号

円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百三十八号）の施行に伴い、円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十日　財務大臣　麻生　太郎

円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の一部を改正する省令

円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令（平成十七年財務省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令

第一条中「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令」を「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年九月一日から施行する。

○農林水産省令第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項の規定を実施するため、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十日　農林水産大臣　林　芳正

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定によるほか、法第四十一条第一項に規定する国が保安施設事業を行う必要があると認めるときとは、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号に掲げる特定大規模災害等（以下「特定大規模災害等」という。）を受けた都道府県の知事から要請があり、かつ、国が、当該都道府県における法第四十一条第三項に規定する保安施設事業（特定大規模災害等による被害を受けた施設の災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下同じ。）、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処するために緊急に実施されるものに限る。）の実施体制その他の地域の実情及び国の事務の遂行への支障の有無を勘案して、特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため当該保安施設事業を行う必要があると判断したときとする。

附則第六項中「第七十八条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附　則

この省令は、平成二十五年八月二十日から施行する。